



2 媛競本第 21 号  
令和 2 年 7 月 10 日

各競技団体会長 様

愛媛県競技力向上対策本部 事務局長 友澤 義弘  
(愛媛県スポーツ・文化部スポーツ局競技スポーツ課長)



### 新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた今後の強化事業について

小暑の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素から、本県スポーツの振興及び競技力向上に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、県立学校等の部活動においては、県教育委員会から各県立学校等に対して、別添(写)のとおり、通知が発出されております。

つきましては、下記事項や競技別のガイドライン等を遵守のうえ、今後の強化事業を推進していただきますようお願いいたします。

併せて、補助金等の会計処理についても、適正に運用・管理していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 【県教育委員会通知(抄)】

#### ○7月6日以降の部活動について

- 1 県内全域を対象とした他校との合同練習や練習試合等を行うことができる。  
ただし、学校長の許可のもと、本人及び保護者の承諾を得ることを条件とする。
- 2 以下に示す、部活動における主な留意事項を徹底すること。
  - (1)密閉・密集・密接の3つの感染リスク管理を徹底すること。
  - (2)基本的感染症対策の徹底(こまめな手洗い・咳エチケット等)
  - (3)活動日ごとに生徒や顧問等の健康状態を確認し、体調不良者は参加させないこと。
  - (4)用具等は使用前に消毒し、不用意に使い回さないこと。
  - (5)更衣室等の使用は短時間とし、一斉使用はしない。 など
- 3 県外遠征や泊を伴った県内遠征及び合宿の解禁については、後日、通知又は連絡をする。
- 4 上記内容の変更、追加等がある場合は、その都度、通知又は連絡をする。

(担当) 競技スポーツ課 中野・中矢 電話 : 089-947-5453



事務連絡

令和2年7月3日

各県立学校長 様

保健体育課長

高校教育課長

県立学校における部活動の制限の緩和について（通知）

部活動については、令和2年6月18日付け2教保第522号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点の改訂について」により、6月22日から「通常活動期」に移行し、近隣校との合同練習や練習試合等を行えることとしておりましたが、県内では、1か月以上、新たな患者が発生していない状況であることから、同通知で目途としてお示ししたとおり、7月6日以降、県内全域を対象とした他校との合同練習や練習試合等を解禁します。

ただし、首都圏では再び感染が広がりつつある状況も見られることから、これまで同様、学校長許可のもと、本人及び保護者の承諾を得た上で、必要な感染予防策を講じ適切に行ってください。

記

○7月6日以降の部活動について

- 1 県内全域を対象とした他校との合同練習や練習試合等を行うことができる。  
ただし、学校長の許可のもと、本人及び保護者の承諾を得ることを条件とする。
- 2 以下に示す、部活動における主な留意事項を徹底すること。
  - (1)密閉・密集・密接の3つの感染リスク管理を徹底すること。
  - (2)基本的感染症対策の徹底（こまめな手洗い・咳エチケット等）
  - (3)活動日ごとに生徒や顧問等の健康状態を確認し、体調不良者は参加させないこと。
  - (4)用具等は使用前に消毒し、不用意に使い回さないこと。
  - (5)更衣室等の使用は短時間とし、一斉使用はしない。 など
- 3 県外遠征や泊を伴った県内遠征及び合宿の解禁については、後日、通知又は連絡をする。
- 4 上記内容の変更、追加等がある場合は、その都度、通知又は連絡をする。

【担 当】

(運動部に関すること)

保健体育課 宮崎 智之 TEL 089-912-2981

(文化部に関すること)

高校教育課 徳森 久子 TEL 089-912-2953